



けいそう
勁草法律事務所

「疾風に勁草を知る」
「会社経営者・個人事業主の皆様にとって
いつでも頼れる存在に」

稲荷町電停方面から当事務所所在ビル
JR広島駅から徒歩8分／稲荷町電停 徒歩2分

お問い合わせ、ご予約
082-569-7525

おはようございます。勁草法律事務所です。

某デパートのクリスマスイルミネーションが始まり、平和大通りのイルミネーションも準備が進められているようでした。いよいよ冬が近くなってきたことを実感するようになりました。11月22日頃には小雪といって、雪が降り始める頃とされています。少し寒さが緩んできましたが、また寒くなってくることもあるでしょうから寒暖には気を付けて過ごしたいものです。

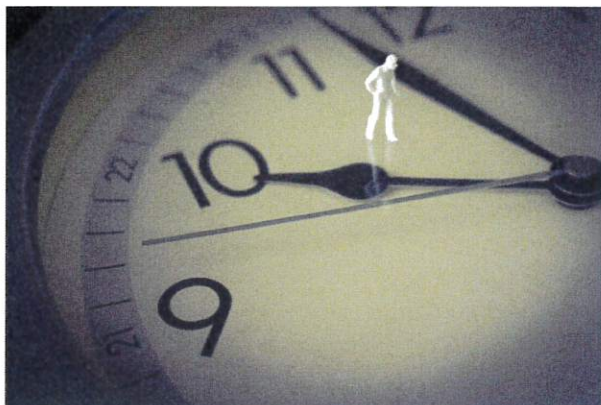


今回のオリジナルの記事は、勤務時間がどのくらいになるのか争いになる際にポイントになる事項についての記事、親子関係や離婚後の監護や面会交流についての法改正の動向に関する記事になります。それ以外は今回は税務会計についての記事です。

御社・御事務所のご経営・運営に少しでもお役立て頂ければ幸いです。引き続き新型コロナウイルスの早い終息をお祈り申し上げます。

勤務時間がどのくらいなのか争いになる際に、ポイントとなる事項は？最近の残業代をめぐる裁判例から

21.11.13 | オリジナルメルマガ



残業時間の上限規制や健康管理の問題で法改正がなされる一方で、残業代の請求可能期間が延びる等残業代請求をめぐる問題は決して小さくならないように思われます、毎月払いとなると、毎月分ですぐ時効期間が経過する可能性がありますので、裁判手続きへの移行リスク（不払いの状況がひどいと裁判所に判断されるとなるとペナルティを含め、負担が大きくなる可能性があります）があります。

他方で、残業代請求の紛争での一番の争点は勤務時間・残業時間の存在です。今回は比較的最近の裁判例のケースも取り上げつつ、勤務時間や残業時間の存在や長さが何によって裏付けられるのか・裏付けられないのかを触れていきます。



○勤務時間管理の仕組みと実際の時間管理

勤務時間の管理は雇用者側の義務とされていますが、外回りで時間把握が困難な場合（この場合はみなし時間の適用がされるかが問題になります）・出退勤のみ監視・タイムカードで管理・ノートなどアナログな方法で管理・日報での管理（アナログや社内システムへのログインやログアウトで管理）等様々な方法がありえます。

その中には、残業許可を厳格に行うケースもあれば、曖昧な管理がなされるケースもありえます。

最近は様々なアプリや勤怠管理ソフトが出てきたことで、時間管理を行う方法は多様化しています。いずれも、勤務時間の証拠となりえるものです。

○実際の裁判での証拠の評価や審理の方法。最近の裁判例では？

残業代の請求の場合、いかに裁判と言えども本人の言い分だけあるいは極めて断片的な証拠・信用性の低い証拠に基づき、残業時間を認めることはありません。また、損害賠償とは異なり、法令上、主張する一定部分を割的に残業していたと判断することもできません。

一般に信用性の高い証拠は、継続的に記録されている・機械的に記録されていて編集や改ざんをしにくい記録、その従業員についての記録となっているものである必要があります。そのため、勤怠管理システムでの記録・シフト表やタイムカードは信用性が高い一方で、単なるメモとなると後で改ざんが可能なので、その信用性は低くなります。また、オフィスやサロン等テナントとしてビルなどに加入していて、警備システムの起動や解除を行っている事業所の場合には、この記録が考慮されることもあります。この場合には、あくまで最初と最後を示すのみなので、最初・最後までいるのがだれなのかを他の証拠から示さないと特定の方の残業を示すことはできません。

本来機械的に・個別に勤務時間を示すものが一番信用性の高い証拠になりますが、一括して記録するよう指示していた・その裏付けがある（全員が同じ時間に出退勤しているケースなど）場合には信用性が低くなります。記録から個別の方の勤務時間の可能性を示すものとして、業務用の内容のやり取りを示すメールやライン・メッセージのやり取りも意味があります。ラインのやり取りは気軽にできるということでされている方も多いでしょうけれども、時間を問わず送ることで拘束感を相手に与えるだけでなく、残業時間につながる可能性もあります。このほか、業務用で支給しているスマートフォンやパソコンでのログイン・ログアウト・アクセス記録についても同様なことが言えます。

ごく最近の裁判例（東京地裁令和1年10月23日）では残業代以外にも争点はありませんが、残業時間についてスマートフォンのグーグルマップに関する付随機能であるタイムラインに基づく残業時間の主張に関して、信用性を認めたものがあります。ここで、グーグルマップのタイムラインとは、スマートフォンのGPS機能を前提に、グーグルマップ上でいつ・どこを訪れたかを記録したものとと言えます。こうなると機械的な記録といえるところですが、あとで編集可能であるというところから操作の可能性があるので、信用性に限界があります。

店舗などでの勤務の場合には、誤差はあるとしてもその付近にいることを示すものですので、本来の勤務時間を含む時間帯にそこにいたことを示す場合には、編集の可能性を裏付けるものがなければ相応の信用性を持つ可能性があります。

このケースでは飲食店での勤務が問題となり、異動に関する記録が存在していないことや会社側とのトラブルの存在から、その正確性には問題があるものでした。このケースでもその点は触れつつも、店舗の営業時間を含むものである点や他の証拠との整合性・実際の勤務時間と異なる部分の具体的な指摘や裏付け・編集を行ったことを示す具体的な根拠を出していないことから、信用性を認めています。

他のGPS機能を使った記録に関しても同様のことが言えるでしょう。残業代請求では退職時のトラブルもあり、編集の可能性を指摘したくなるのですが、編集の可能性を示すもの・多くは実際の勤務時間と異なる点を示す根拠があるのかどうかを確認することが重要になってくるものと思われます。個別の勤務時間をきちんと記録していないという点が編集を都合よく行っているという根拠になる点がポイントでしょう。もちろん、編集する旨の話が何かしらあればいいでしょうが、実際にはあまり考えられません。

このほか、一定の期間をサンプル機関として苑での稼働状況が外でも同じであるとして、残業時間の有無などを判断したケース（東京地裁令和2年9月17日判決）があります。このケースでは美容院に勤務していた方が退職後に残業代の請求をしたものですが、会社側・従業員がサンプル期間での勤務形態や時間が同じであることを争っていないという点で特徴があります。

ここを争うと、結局個別の日常的な勤務の形態や勤務がどうであったのかを問題にする必要が出てきます。美容院に限りませんが、営業時間がはっきりしていて、休憩時間の過ごし方・練習や講習がルーティン化している業態には当てはまる可能性があるでしょう。ここでは営業時間と比べての紙業終業の実態がどうであったのか、朝礼や終礼の有無や時間・終業後の掃除・受付時間終了後にいつまで施術していたのか・繁忙がどうであったのかという点が問題となりえます。業務時間終了後や休日の練習や講習は勤務時間とされる場合には、そのカレンダー（グーグルカレンダーなどのアプリ上のものを含む）の記録などが問題になるでしょう。ちなみに、カートモデルを使った練習や講習は自主参加の意味合いが強いのか・強制といえるかがポイントです。カートモデルへの報酬や謝礼の負担をだれがしているのか・参加しないことによる事実上も含めた不利益の存在があるのかどうか重要です。練習・講習会≠勤務時間ではありますが、技術確保を重視していると練習・講習会＝勤務時間、となります。何を重視するのかは経営判断ですが、ポイントは把握しておいた方がいいと思われます。ちなみに、このケースでは不利益がないことやお金の問題から自主練習とされています。

このほか、ドラッグストアに勤務していた方が残業代請求をしたケース（長崎地裁令和3年2月26日判決）があります。このケースでは1か月単位変形労働時間制（シフト制）を採用していたことから、法律上適用されるのかどうかという点・始業、終業時間や休憩時間、研修が勤務時間といえるのかなど残業時間の長さが争点となっています。

このケースでは勤怠管理システムでの打刻時間が存在していたため、そこからの例外を認めるのかが問題となりました。メールの送信時刻や店舗の警備システムの起動・解除の時刻の存在、その前提として一定範囲の勤務時間とするように打刻を修正した形跡があるのかどうかポイントとなったものです。結論から言えると、修正の痕跡があることを踏まえて、警備システムの起動解除の時間等の証拠から一定の打刻時間以外での残業を認めています。

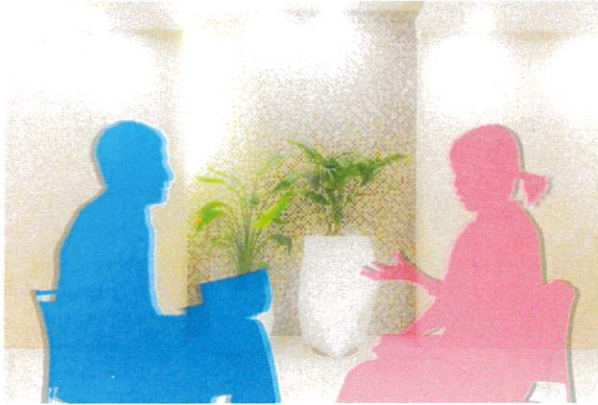
研修については、業務と関連があるものかどうか（ここでは商品知識に関わるもの）・費用の会社負担や参加が事実上強制されていた点を考慮して、勤務時間に該当すると判断されています。ちなみに、退職時の参加費返還の合意は法律の禁じる違約金の合意として無効とされています。

ここから言えることは、勤怠管理システムの信用性や修正や不可解な一致などの特別な事情がない限りでは肯定されるという話になります。警備システムの起動や解除から特定の方の勤務は裏付けられません。メールやラインのやり取りは残業を基礎づけるものですが、基本的にはその内容も踏まえてどこまで認められるか（指示の合った範囲が原則です）という点で枠は狭いものです。

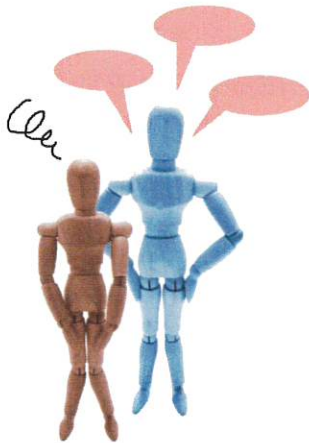
残業の有無を営業形態や勤務形態からそう考えるのか・記録として何が重視されるのか、相手の言い分に対して反論となる資料があるのか・勤怠管理システムも正確性に疑問を感じさせる事情があれば、限界は存在する点は意識しておいた方がいいでしょう。昔と異なり、手帳しか記録がないということもそこまでは考えにくく、様々記録用アプリややり取り記録を残すものがある点には注意が必要です。

親子関係や離婚後の監護や面会交流についての法改正の動向

21.11.15 | オリジナルメルマガ



ここ数年相続や契約関係の法律改正（民法などの改正）が行われました。令和3年2月に「民法（親子法制）等の改正に関する」中間試案が公表されました。この内容はその後継続審議がなされていますが、他方でこれとは別個に離婚の際の子どもの監護や養育費・面会交流の取り決めに関する改正をめぐる議論が審理されています。今後の議論の流れは流動的ではありますが、今回は簡単ではありますが、中間試案や議論について触れていきます。



○「民法（親子法制）等に関する中間試案」とは？

ここでの改正は、結婚後に生まれた子供（離婚後に生まれた子供の一部を含む）が結婚で生まれた子供と扱われるかどうか・親子関係の否定の制度をどうするか、という話と親による子供のしつけについての権限の改正を行おうというものです。

●これまでの規制概要

まず簡単に今までの話を触れておきます。結婚により生まれた子供といえるかどうかは、子供に対する扶養義務が発生するかどうか・法定相続人になるのかどうか等の親子関係が生じるのかどうかにかかわってきます。現在生みの親とされる方との「法律上」の親子関係は、「嫡出推認」という法律上の結婚で生まれた子供といえ

る・認知により生じるものがあります。これ以外に養子縁組がありますが、こちらは生みの親との間の親子関係ではなく、特に未成年養子の場合には法令上の規制がかかっています。

数年前に最高裁の判断（法律の規定が憲法違反になった）が出たことで報道された、女性が離婚した後基本的に再婚まで待つ機関が存在するという話があります。この話はどの結婚から生じた子供といえるのかという法律上の推定の重複を避けるための制度とされていますが、以前は6か月とされていたものが数年前に3か月に変更されました。

「嫡出推定」と言って法律上の結婚から生まれた子供に当てはまるとされる場合には、その効力を否定するハードルは現在高くなっています。それは、法律婚の夫（戸籍上父とされる方）から基本は否定する裁判（嫡出否認の裁判）を起こしてもらう必要があります。しかも、提訴できる期間が極めて短いので、否定したいと思ってもなかなかできないという問題があります。例外も最高裁判例などで厳しく制限されています。これは、戸籍上の父とされる方が扶養義務（法律上の結婚により負う義務、養育費は子の表れの一つです）から逃れようとしても難しくしている要因です。母親側が実際の父との親子関係（実際の父と戸籍上の父が異なる場合）を生じさせようとしてもハードルが高くなります。「嫡出推定」がはたらく場合には、相続の際にも相続人となりますので、影響は大きくなります。

認知についてはいつでも事実と反しているとしてその無効を求めることができます。認知をした方も無効を求めることができるというのが最高裁判例の判断ですが、期間の制限もありません。こちらも養育費や相続に影響します。

●改正概要

まず、「嫡出推定」に関する規定の内容が変更されるとともに、女性の再婚禁止期間の決まりがなくなるとされています。否定する制度も裁判による点は変わりませんが、母等も起こすことができるよう拡大される点と裁判を起こすことができる期間が延びる点（1年から3年）で変更されます。成人に達した子供自身が否定を行うことができるかは議論されています。

この関係で第三者の提供精子を用いて結婚中に生まれた子供との間の親子関係（現在は「嫡出推定」により戸籍上の父との法律上の親子関係が生じます）について、現在と同じく法律上の親子関係は発生する・否定は行えない方向にするとの案が出ています。

次に、認知についても否定することができる期間が認知の時から7年以内になります。最後にしつけ関係はこれらの話とは方向が違いますが、虐待問題の話もあり、体罰その他子の心身に有害な影響を与える行動を規制するものです。

○離婚後の子どもの監護に関する議論の内容は？

最近養育費の回収サービスなどが登場しているように、養育費の取り決めやか支払いについてはうまくいっていないという話があります。また、離婚後の監護や面会交流については数年前の法改正により協議離婚の場合について法律で定められました。こちらについても、特に面会交流は実行手段に現在乏しく、うまくいかない（子供と合えない）というケースが報道されています。

離婚後の共同親権の検討ということで（現在は単独親権）報道されましたが、親権の内容でそうした対応は可能なのか・養育費の取り決めや確保の制度改正の方向性・面会交流の実施や取り決めでの子どもの意向の反映などが議論されています。現在議論はまとまっていませんが、祖父母には監護権や面会交流を求める権限がないという最高裁の判断や子供の虐待に関する件数の増加・養育費や面会交流をめぐる問題など多岐にわたって問題は存在しています。

特に養育費や面会交流は、子供のためといっても、離婚後の経済面での問題や結局双方の親の対立が離婚の際に出てきてその延長で話がされているので、結局は親の意向で話が進むのではないのか、といった難しい問題もあるように思われます。

親子関係の成立や解消に関する話は養育費だけでなく、相続にもかかわる問題です。離婚にかかわる問題はこれまで法律に明文がないものの解釈で対応していた面もありますので、今後どのように改正の議論が進んでいくのか注目されるところです。

2023年から導入開始！インボイス制度の『適格請求書等保存方式』とは

21.11.09 | ビジネス【税務・会計】



現在、日本では、品目によって課税率が異なる軽減税率（複数税

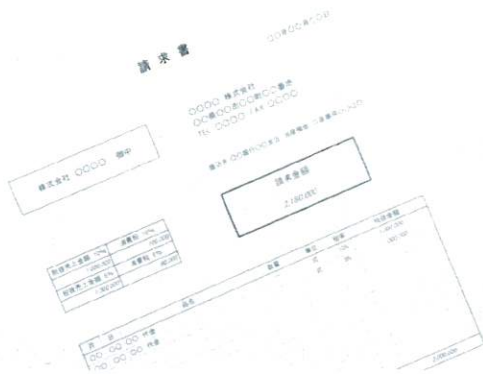
率）が導入されています。

この軽減税率の導入をきっかけに、消費税制度が複数税率になってしまったことを受けて2023年10月1日から、『インボイス制度』が導入されます。

インボイス制度は、その商品・サービスに課税される消費税率と具体的な金額を記載することで、納税する際の計算違いや支払い時の行き違いを防止し、益税を回避することなどを目的とした制度です。

今回は、このインボイス制度の概要と、新たな仕入税額控除方式である『適格請求書等保存方式』について説明します。

軽減税率に対応した新たな仕入税額控除の方式



インボイス制度を理解するためには、そのきっかけとなった軽減税率について知っておかなければいけません。

2019年からスタートした軽減税率は、低所得者に配慮する観点から、**特定の品目に対して標準税率の10%よりも低い8%で消費税を計算する制度**のことで、酒類・外食を除く飲食料品や、定期購読契約をした週2回以上発行の新聞などが対象品目となります。

つまり現状では、10%と8%という異なる消費税率が並行して存在することになります。

この複数の税率に対応するため、消費税の仕入税額控除が『適格請求書等保存方式』に変わります。それにより、いわゆるインボイス制度によって発行される『適格請求書等』が必要になります。

仕入税額控除とは、**売上にかかる消費税額から仕入れのために払った消費税額を控除することで**、課税事業者はこの差額を消費税として納税することになります。

事業者には、消費税を納める必要のある課税事業者と、消費税の納税を免除されている免税事業者があり、課

税事業者は売上にかかる消費税を納税しなければなりません。

しかし、仕入れの際に支払った消費税分は売上にかかる消費税から控除していいことになっています。

たとえば、売上にかかる消費税が1,000円で、仕入れのために払った消費税が200円だった場合、課税業者は差額の800円を納めることになります。

これが仕入税額控除です。

課税事業者は、**仕入税額控除を受けるために、仕入れにかかった金額を証明する**必要があります。

これまでは消費税率が一つだったため、仕入れを行った際の請求書を保存しておく、『請求書等保存方式』が採用されていました。

しかし、税率が10%と8%の2つになったことで、請求書等保存方式では正確に仕入れ額を証明できなくなりました。

たとえば、一つの商品を製造するにあたり、複数の企業からそれぞれ異なる消費税率の仕入れを行っている場合などは、課税事業者が納めるべき正確な消費税額を求めることができません。

そこで、正確な消費税額を求めるために導入されるのが、**適格請求書等保存方式**というわけです。

適格請求書等保存方式の導入方法と事前準備

適格請求書等保存方式で使われる適格請求書は、適用税率や税額が記載された請求書や納品書、領収書などの書類やデータのことです。国税庁では『売手が、買手に対し正確な適用税率や消費税額等を伝えるための手段』と説明しています。

この適格請求書を発行するには、2023年3月31日までに税務署に登録申請を行い、『適格請求書発行事業者』の登録を受ける必要があります。

適格請求書発行事業者でなければ、適格請求書等を発行することができません。

そして、売手となる適格請求書発行事業者は、買手である取引相手の求めに応じて、以下が記載された適格請求書等を交付する義務と、交付した適格請求書等の写しを保存する義務が課されることになります。

- (1) 適格請求書発行事業者の氏名または名称および登録番号
- (2) 取引年月日
- (3) 取引内容（軽減税率の対象品目である旨）
- (4) 税率ごとに区分して合計した対価の額（税抜きまたは税込み）および適用税率
- (5) 消費税額等（端数処理は一請求書当たり、税率ごとに1回ずつ）
- (6) 書類の交付を受ける事業者の氏名または名称

一方、買手側も、仕入税額控除の適用を受けるためには、原則として売手である適格請求書発行事業者から交付を受けた適格請求書等の保存が必要となります。

ただし、インボイス制度が適用されるのは、課税事業者同士での取引に限られ、課税事業者と免税事業者間の取引では適用されません。

課税事業者が免税事業者との取引で支払った消費税は、仕入税額控除を受けられず、課税事業者の“自腹”となるため、インボイス制度が始まると、免税事業者は課税事業者から取引を控えられてしまったり、課税事業者への転換を要請されたりすることが考えられます。

インボイス制度がスタートするまで、しばらくの間があります。

消費税の免税事業者は、取引先と円満な関係を保つことなども視野に入れながら、課税事業者になるかどうかを検討する必要があります。

また、課税事業者は、適格請求書発行事業者の登録や、適格請求書等を交付するための社内整備などを行っておきましょう。

※本記事の記載内容は、2021年11月現在の法令・情報等に基づいています。